

広島市条例第25号

令和8年3月27日

広島市下水道条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市下水道条例等の一部を改正する条例

(広島市下水道条例の一部改正)

第1条 広島市下水道条例(昭和47年広島市条例第96号)の一部を次のように改正する。

目次中「第43条」を「第43条の3」に改める。

第2条第6号中「第2条第1号に規定する浄化槽」を「第2条第1号の2に規定する公共浄化槽」に、「同じ。)をいう。」を「同じ。)をいい、共同浄化槽にあつてはその浄化槽を補完する施設を含むものとする。」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 共同浄化槽 市営浄化槽のうち、複数の建築物からの污水を集合して処理する浄化槽及びこれを補完する施設を有するものをいう。

第3条中「市営浄化槽」の右に「(共同浄化槽を除く。第4章の章名及び第49条を除き、以下同じ。)」を、「第37条の規定により」の右に「、共同浄化槽にあつては第43条の3において準用する第22条

の規定により」を加える。

第 3 2 条中「第 1 7 条第 1 項」を「第 1 7 条の見出し中「除害施設」とあるのは「必要な施設」と、同条第 1 項」に改める。

第 4 3 条中「同項」を「第 1 2 条の見出し中「使用開始」とあるのは「使用休止」と、同条第 1 項」に、「第 4 章」を「第 3 5 条から第 4 3 条まで」に改め、第 4 章中同条の次に次の 2 条を加える。

(共同浄化槽の名称等)

第 4 3 条の 2 共同浄化槽の名称及び主たる施設の位置は、次のとおりとする。

名 称	主 たる 施 設 の 位 置
伏谷共同浄化槽	広島市佐伯区湯来町大字伏谷 7 7 8 番地 1 5

2 市長は、共同浄化槽の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、汚水を排除し、及び処理すべき区域その他必要な事項を告示するものとする。告示した事項を変更しようとするときも、同様とする。

(準用規定)

第 4 3 条の 3 第 7 条から第 1 2 条（第 1 項ただし書を除く。）まで、第 1 7 条、第 1 9 条第 1 項及び第 2 2 条から第 3 1 条までの規定は、共同浄化槽について準用する。この場合において、第 1 7 条の見出し中「除害施設」とあるのは「必要な施設」と、同条第 1 項及び第 2 項中「前 2 条」とあるのは「第 4 3 条の 3 において準用する第 2 6 条」と、「除害施設」とあるのは「必要な施設」と、同条第 3 項中「除害

施設」とあるのは「必要な施設」と、第19条第1項中「法第24条第1項」とあるのは「第43条の3において準用する第28条第1項」と、第22条中「前条第2項」とあるのは「第43条の2第2項」と、「農業集落排水処理施設区域」とあるのは「共同浄化槽区域」と、第24条中「農業集落排水処理施設区域」とあるのは「共同浄化槽区域」と、第25条第1項中「農業集落排水処理施設区域」とあるのは「共同浄化槽区域」と、同条第2項中「農業集落排水処理施設区域」とあるのは「共同浄化槽区域」と、「第21条第2項」とあるのは「第43条の2第2項」と、第26条中「次条第2項」とあるのは「第43条の3において準用する第27条第2項」と、第27条第1項中「前条」及び「同条」とあるのは「第43条の3において準用する第26条」と、第28条第1項第1号中「第22条」とあるのは「第43条の3において準用する第22条」と、第31条中「この章（第26条を除く。）の規定」とあるのは「第43条の3において準用する規定（第26条を除く。）」と読み替えるものとする。

第52条第1項中「又は農業集落排水処理施設」を「、農業集落排水処理施設又は共同浄化槽」に改める。

第64条中「一」を「いずれか」に改め、同条第1号中「及び」を「、」に改め、「第43条」及び「第17条第1項（第32条」の右に「及び第43条の3」を、「第26条」の右に「（第43条の3において準用する場合を含む。）」を、「規定する」の右に「必要な」を加え、同条第2号中「及び第43条」を「、第43条及び第43条の3」に、「）若しくは」を「）、」に改め、「第17条第2項（第32条」の右

に「及び第43条の3」を、「第28条第2項」の右に「（第43条の3において準用する場合を含む。）」を加え、同条第3号中「及び第43条」を「、第43条及び第43条の3」に改め、同条第4号中「第26条」の右に「（第43条の3において準用する場合を含む。）」を加え、「施設の」を「必要な施設の」に、「第32条において」を「第32条及び第43条の3において」に、「及び第43条」を「、第43条及び第43条の3」に改め、同条第5号中「第32条」の右に「及び第43条の3」を、「第27条」の右に「（第43条の3において準用する場合を含む。）」を、「第43条」の右に「及び第43条の3」を加え、同条第6号中「、第14条、第15条若しくは」を「から」に、「、第24条若しくは第26条」を「まで、第24条（第43条の3において準用する場合を含む。）、第26条（第43条の3において準用する場合を含む。）」に改め、同条第7号中「第28条第1項」の右に「（第43条の3において準用する場合を含む。）」を加え、同条第13号中「及び第43条」を「、第43条及び第43条の3」に、「第32条において」を「第32条及び第43条の3において」に改め、「第28条第2項」の右に「（第43条の3において準用する場合を含む。）」を、「資料」の右に「の提出」を加える。

（広島市下水道事業分担金条例の一部改正）

第2条 広島市下水道事業分担金条例（平成17年広島市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び第43条」を「、第43条及び第43条の3」に改め、同条第2項中「（市営浄化槽）」の右に「（共同浄化槽を除く。」

以下この項及び次条において同じ。) 」を加える。

(広島市水洗便所設備資金貸付条例の一部改正)

第3条 広島市水洗便所設備資金貸付条例(昭和39年広島市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条中「又は市営浄化槽区域」を「、市営浄化槽区域」に、「あつた日」を「あつた日又は共同浄化槽区域(同条例第43条の2第2項の規定により告示された区域をいう。) についての同条例第43条の2第2項の規定により告示された供用を開始すべき日」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 市長は、この条例の施行の日前においても、第1条の規定による改正後の広島市下水道条例第43条の2第2項の規定による告示について、同項の規定の例により行うことができる。